

改正

平成19年7月1日

令和2年7月1日

令和3年4月8日

西東京市後援名義使用承認事務取扱い要綱

第1 趣旨

市民団体等の行う事業や行事等（以下「事業等」という。）に対する西東京市の後援の名義使用（以下「名義使用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 名義の種類

名義は、西東京市の後援とする。

第3 名義使用の承認基準

名義使用の承認については、次に定める基準によるものとする。

(1) 主催者についての承認基準

- ア 官公署及びこれに準ずる団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
- エ 民間の企業又は団体
- オ その他特に市長が認めるもの

(2) 事業等内容についての承認基準

事業等の内容が、市民の教育・文化の向上及び市民福祉に寄与すると認められるもので、公益性のあるものであること。ただし、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- ア 事業等が公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがあるもの
- イ 事業等が宗教的若しくは政治的色彩を有するもの又は事業の主催者から判断してそのおそれがあるもの
- ウ 事業等が私的な利益を目的としているとき。
- エ その他市長が承認基準にあてはまらないと判断するとき。

(3) その他の審査基準

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 主催者に十分な事業等の遂行能力があると判断できること。
- ウ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講じられている施設であること。
- エ 過去に名義使用の承認したものについては、承認条件を履行しなかったことのないこと。

第4 名義使用の申請

名義使用の承認を申請するものは、西東京市後援名義使用承認申請書に次の書類を添付し、提出するものとする。

- (1) 主催者を明らかにする書類（団体規約、会則等）
- (2) 役員その他事業関係者の住所又は身分を明らかにする書類（役員名簿等）
- (3) 事業等の目的及びその計画を明らかにする書類（事業等計画書、予算書）

第5 名義使用の決定及び通知

市長は、第4に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて関係部署と協議した上で、名義使用承認の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、申請のあった日の翌日から起算して21日以内に、名義の使用を承認したときは名義の使用を承認する旨の通知書により、名義の使用を承認しないときは理由を付して名義の使用を承認しない旨の通知書により申請者又は市民団体等の代表者（以下「代表者」という。）に、通知するものとする。

第6 名義使用承認の取消し

名義使用の承認をした後、事業等が承認の基準に違反していると認められたときは、名義の使用を取り消す旨の通知書により、申請者又は代表者に取消しの通知をするものとする。

第7 名義の使用期間

名義の使用期間は、名義使用を承認した日から事業施行当日までとし、原則として3月を超えないものとする。ただし、特に市長が認める場合は、この限りでない。

第8 実績報告書の提出

名義の使用承認を受けた主催者は、西東京市後援名義実績報告書を事業終了後、速やかに提出しなければならない。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、名義使用の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日）

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日）

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月8日）

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。